○農林水産省告示第千四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市宮長町一〇七の三〇、一〇七の三二、一〇七の三三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市夏尾町六六二二の一八、六六三〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

夏尾町六六二二の一八・六六三〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字下古園二四一二の一・二四一二の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七九、二三八〇、二四〇九、二四一一の一、二四一二の二、二四一二の五、二四一三の一、二四七八の一、字小野々原三一四三の一一、三一四三の一五、三一四三の一七、三一四三の三六、三一四三の三七、三一七七、三一八九の一、三一八九の二、三一八九の四、三一八九の七、三一八九の八、三一九〇の一、字橋野原三一一一の二、三一一一の二〇、三一一四の一、三一一四の二、三一一四の四、三一一五の一、三一一七の一、三一一九の一、三一一九の三、三一二一、三一二二の二、三一二五、三一二六の一、三一二六の二、三一三一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字橋野原三〇一四の二、三〇一五の一、三〇六三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

人事異動

内閣

○厚生労働大臣臨時代理解職

国務大臣　鈴木　憲和

厚生労働大臣上野賢一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（九月十二日）

法務省

次長検事　新河　隆志

法制審議会委員に併任する

安倍　嘉一　池田　悠　石田　信平

板垣　勝彦　今津　幸子　大江　裕幸

太田　晃詳　大槻　文俊　小田　勇一

金子　敏哉　神前　禎　北島　典子

金　春　小舟　賢　齊藤　高広

齊藤　正彰　齊藤　愛　志甫　治宣

瀬戸口壯夫　滝澤紗矢子　田中　孝男

玉蟲　由樹　道垣内正人　中村　新

西部　俊宏　橋本　陽子　蓮井　俊治

本庄　淳志　松下　祐記　皆川　宏之

矢部　耕三　山崎　友也　山下　昇

山根　崇邦　吉池　信也

判事兼簡易裁判所判事　佐藤　政達

令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和八年十二月三十一日までとする（各通）

池亀　尚之　伊藤　栄寿　井上　健一

岡田　健一　北井　歩　黒川　由子

小林　俊明　佐藤　重憲　佐藤　拓磨

鎮目　征樹　鈴木　敦士　鈴木　雅之

髙木加奈子　髙津　尚美　野口　徹晴

濵崎　録　原口　伸夫　原田　剛

堀田　周吾　堀　清史　松井　和彦

松澤　伸　緑　大輔　渡邉　弘

令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和九年二月二十八日までとする（各通）

検事　佐藤　友弥

同　筒井　督雄

検事兼法務事務官　有吉　成美

日下部祥史

令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和八年十二月三十一日までとする

（各通）

検事　青野　卓也

同　荒井　徹伊

同　今井　誠　同　緒方　陽子

同　川下　由紀　同　栗木　傑

同　佐藤しずほ　同　杉本　尚子

同　高橋　浩美　同　田中　千尋

同　玉本　将之　同　早渕　宏毅

同　松本　麗

検事兼法務事務官　池田　美穂

同　加藤　邦太　同　倉重　龍輔

同　髙木　晶大

令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和九年二月二十八日までとする

（各通）

検事　浅葉　義浩

令和八年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は令和九年三月三十一日までとする

令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和九年二月二十八日までとする

（以上九月十四日）

（東京地方検察庁検事兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　奥　大樹

法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する（九月十五日）